



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	政策金融機関の見直し
Author(s)	濱田, 康行
Citation	月刊金融ジャーナル, 2007(12), 76-77
Issue Date	2007-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30213
Type	journal article
File Information	kinyu200712.pdf



政策金融機関の見直し

戦後、半世紀以上に亘って日本の金融制度のひとつの特色であった政府系金融機関が、いよいよ見直されることになった。2006 年 5 月に行政改革推進法が成立し、それに基づいて個別法案も出揃いようやく将来像が示された。

日本には多くの政府系金融機関が存在した。多くは戦後に設立されたものだ（表 1）。

表－1 財政投融资対象の融資業務を行う政府系金融機関等一覧

機関名	設立年
商工組合中央金庫	1936 年
国民金融公庫	1949 年
住宅金融公庫	1950 年
日本輸出入銀行	1950 年
日本開発銀行	1951 年
農林漁業金融公庫	1953 年
中小企業金融公庫	1953 年
北海道東北開発公庫	1956 年
公営企業金融公庫	1957 年
医療金融公庫	1960 年
海外経済協力基金	1960 年
環境衛生金融公庫	1967 年
沖縄振興開発金融公庫	1972 年

（出典：「金融業の分野における官業の在り方―懇談会報告並びに関連全資料」内閣官房内閣審議室監修、1981 年 11 月、（社）金融財政事情研究会）

これらが高度成長経済を経て民間の金融機関が充分に発展した後にも維持されたのは、第二の予算と呼ばれた財政投融资の機構が維持されたからである。それは、郵便貯金等で集めた資金を政府系金融機関がそれぞれの目的に使用するというものである。いわば郵便貯金は資金の入口、政府系金融機関は出口の関係であるが、時の経過とともに財政投融资は巨大となり、“肥大化”の批判を招く事になった。

まず最初に批判の標的となったのは郵便貯金であった。表－2 にみるように個人の預貯金に占める郵便貯金の割合は 1980 年まで拡大を続けた。

表－２ 個人預貯金に占める郵便貯金等のシェアの推移

年	%
1960 年度末	15.9
1965 年度末	18.9
1970 年度末	23.1
1975 年 12 月末	29.1

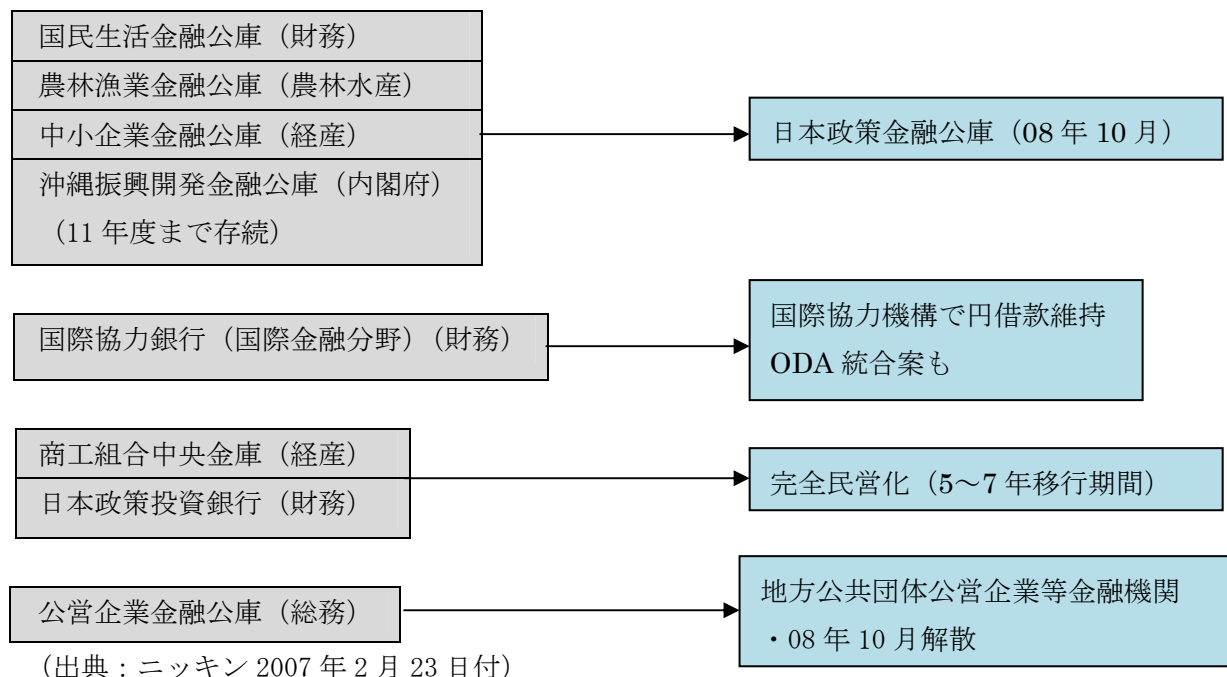
(出典：表－１に同じ)

もっとも、こうした事態は戦後、民間の金融機関（特に都市銀行）が零細な個人預金を営業対象として積極的に取り扱わなかったことの当然の帰結でもあるが、さすがに郵便貯金が全体の３分の１を占めるに至って、個人預金を主な資金源とし始めた中小の金融機関から民業圧迫という批判が出た。いわゆる郵貯肥大化論であるが、これを受けて 1981 年（鈴木善幸内閣）に「金融の分野における官業の在り方に関する懇談会」が発足。この懇談会には有澤廣巳東大名誉教授を座長に他委員 4 人で構成された。議論は、もっぱら郵便貯金をめぐって行われたため、後に「ゆうちょ懇」と呼ばれた。ここでは、出口である政府系金融機関については特に議論されなかったが、同年の 8 月に出された答申（有澤座長から臨時行政調査会の土光会長に提出）には次の一文がある。

「政府系金融機関の中には、融資面で民間金融機関と競合を生じたり、貸付けに回らずに有価証券として保有される割合が高くなっていることを例に挙げて、これらのことから、政策金融が本来の分野以外に拡大し、非効率な運用がなされているのではないかとの問題提起がなされた。」（引用：「金融の分野における官業の在り方に関する懇談会報告書」1981 年 8 月）。

以来、行政改革が話題になるたびに政府系金融機関の再編は議論の対象になるが、事態が決定的に動いたのは小泉内閣になってからである。かねて郵政民営化が持論であった小泉首相は既に公社化されていた郵便事業の民営化法案を衆議院解散・総選挙を経て国会で通過させ、さらに退陣前の 2006 年 5 月に行政改革推進法案も成立させた。これにより政策金融機関の将来の方向性は決まり、2007 年に入って個別の機関についての法案が成立、図－１にみるような再編案が決定されたのである。

図－１ 政策金融機関の再編イメージ図 ※（ ）は所轄の官庁



具体的な作業は各機関でこれから進められるが、日本の金融制度のひとつの特徴とまで言われた政策金融機関が今後、消滅ないしは大幅に縮小されるという大転換が生じたことは間違いない。しかし、現時点（2007年末）で示されている再編案にはいくつか問題点もあるので、それらを列挙しておこう。

- ① 金融制度の中に公的セクターがあることの意義があまり議論されず、肥大化への反発に乗じて単純に“無用論”が先行したため、日本のあるべき金融制度の姿が描かれなかった。
- ② 日本政策金融公庫は政府が株式の全部を所有する会社となり、将来にわたってこの体制は変わらないとされているが（つまり株式の民間への売却はない）、これが民営というものおかしい。新公庫がいかなる行動規範を持つ会社になるのか不明である。
- ③ 日本政策金融公庫は、小企業、中企業、農水関連、国際金融などまったく異なる分野が同居する機関となるが、果たして統合効果が見込めるのか。かえって専門性が失われぬいか。
- ④ 日本政策投資銀行は預金業務を持たないが、そのステータスは“銀行”なのか“ノンバンク”なのか。
- ⑤ 批判的のひとつだった天下りは防止できるのか。
- ⑥ 2007年10月1日に株式会社としてのゆうちょ銀行が発生した。しかし、民営銀行なら当然のユニバーサル化（証券分野にわたる様々な業務を行える事）は当面の間許されず、この点ではメガバンクとの競争に無理がある。他方で縮小したとはいえ巨大な預金銀行だから、地域の中小金融機関との競争が顕在化する可能性が高い。

以上、事が急がれたために様々な問題を含みつつ事態は進行しているが、これが日本の金融制度の一大転換点であったことは間違いない。